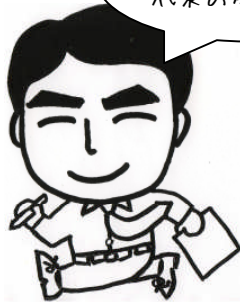


こんにちは
代表の妹尾です



法務ページ・かわら版

発行◆せのお社会保険労務士・行政書士事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 TEL 0866.63.3213

平成 24 年(2012 年) 6 月 1 日号 VOL.40

【紫陽花の花の色は土壌によってかわり、酸性土壌では青が強く、アルカリ性の土壌では赤が強く出る】



平成 24 年
第 50 号

こんにちは。このニュースレターも、とうとう 50 号になりました！

始めたときはいつまで発行できるかなと思っていましたが(実際、創刊号にもそのようなことを書いていました(笑))、無事 50 号を迎えることができホッとしている社会保険労務士・行政書士事務所の妹尾です。

④ 50 号を迎えることができたのも…

そもそも、50 号を迎えることができたのも読んでくださる皆さんのおかげがあったからこそ。本当に皆さんには感謝、感謝です。

開業とほぼ同時期に作り始めたので、このニュースレターの号数が、そのまま開業の月数になっています。

前職で社内報を作っていたこともあり、それが好評で、事務所をしたらニュースレターを出そう！ と思い始めましたが、続けていて、これはよかったなあ、ということがあります。

それは、毎月、この面のネタを探すために家族で出かけるようになったこと。そして、いつしか「今月はどこへ行く？」と出かけるほうが目的になったことです。

最近、3 年生になった長男坊が友だちと遊ぶようになり、だんだんと家族全員で出かけることが少なくなっているような気がして、ちょっと寂しい気がしています。(涙)



●ポーズを要求すると必ず応えてくれるサービス精神旺盛な長男↑



●ユーモアたっぷり、絵が得意な次男坊。後にいるのは奥さん

これからも皆さんに楽しく読んでいただけるニュースレターを目指して
毎号、作っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。(_ _)

(文・妹尾 悟)

お問い合わせは 0866-63-3213 まで



受付時間●日祝以外、午前 9 時～午後 6 時 FAX050-1188-2050 (FAXは 24 時間受付)

知っておくと得する！

法律知っ得

「7月1日より育児・介護休業法が全面施行！」

●従業員数 100 人以下の事業主にも猶予されていた「改正育児・介護休業法」の一部が、すべての事業主にも適用されることになりました。そこで、今月は育児・介護休業法のポイントをお伝えします。

●猶予されていた3つの制度が全面施行

育児・介護休業法は、平成 21 年に改正がなされ段階的に施行されてきましたが、従業員数 100 人以下の事業主においては、一部規定が猶予されていました。その猶予期間が終わり、7 月 1 日より全面施行されることになりました。

今回、猶予されていた規定で施行されることになったのは、以下の3つの規定です。

- ①子育て中の短時間勤務制度の義務化
- ②所定外労働の制限(残業の免除)
- ③介護休暇の新設

●子育て中の短時間勤務制度の義務化

これまで、3 歳に満たない子を養育する従業員については、いくつかの措置から選択して規定することが義務つけられていました。

今回、3 歳に満たない従業員が希望した場合、1 日の労働時間を原則 6 時間とする短時間勤務制度を利用できるようにしなければならなくなりました。

ただし、6 時間勤務の制度を設けていれば、従業員が選択的に 7 時間や 5 時間勤務などを選べるような設定することもできます。

製造業務で流れ作業に従事する労働者などは労使協定を結ぶことで、この制度の適用除外者とすることもできます。

●所定外労働の制限(残業免除)

3 歳に満たない子を養育する従業員が申し出てきた場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはいけないことになりました。

所定労働時間ですので、ある事業所の所定時間が 7 時間 45 分であれば、その時間を超えて残業をさせてはなりません。

ただし、あくまで労働者からの申し出があつて、初めて付与義務が生じますので。

●介護休暇の新設

3 つ目が介護休暇の新設。よく混同しがちな「介護休暇」と「介護休業」は、どう違うのでしょうか。

介護休業は、同じ対象家族が常時介護を必要とする状態ごとに 1 回、取得することができ、その期間は通算して 93 日間となっています。

一方、介護休暇は対象家族 1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日、介護を理由に休みを取得することができます。

ただし、この休暇を有給休暇とするか、無給(欠勤控除)とするかは、事業主の判断によりますので、あらかじめ就業規則等に明記しておいたほうがわかりやすくよいでしょう。

せのじむこと妹尾悟の独立開業物語 ~Vol.19~ 「50号ってあつという間!？」

表面にも書きましたが、このニュースレターも 50 カ月目の発行となりました。数字だけみれば、たかが 50 なんですけど、久しぶりに創刊号を見返すと、成長の様子(?)が自分なりに感じられ「されど 50」なんだなと思いました。

ニュースレターを始めたとき、ある同業の方から「そんなことしても効果ないよ」と言われたことがあります。ネガティブ発言の多い人だったので、そのときは聞き流しましたが、今思えば、その人は、出してすぐにやめられたので、そのように感じられたのだと思います。

ニュースレターを出す目的をはっきりさせず発行していると、途中で挫折します。

ここの部分の理解は、竹田ランチェスター戦略を勉強するとよくわかります。

つづく



●ホームページは「せのお事務所」で検索してください。すぐに見つかりますよ！！

ホームページ <http://www.senojimu.net/>